

監査結果に係る措置通知書

<p>太白区</p>		
<p>監査結果 (指摘事項)</p>	<p>改善措置</p>	
<p>(2)補助金の交付について</p> <p>街路灯電気料補助金の交付については、仙台市街路灯補助金交付要綱（昭和 55 年 4 月 1 日建設局長決裁）において、当該年度中に街路灯新設に係る補助金の交付を受けた街路灯を除くと定められている。</p> <p>ところが、太白区道路課においては、当該年度中に街路灯新設に係る補助金の交付を受けた街路灯を除くことなく、街路灯電気料補助金を交付している事例があった。</p> <p>補助金の交付事務に当たっては、関係規程に則り、適正に処理する必要がある。</p>	<p>建設局道路管理課等と協議の上、「街路灯電気料補助金交付事務フロー」を作成し、当該年度中に街路灯新設に係る補助金の交付を受けた街路灯を除くことを明確化したほか、チェック表を作成して確認を行うとともに、担当者以外の職員によるダブルチェックを徹底することとした。</p> <p>また、以上の改善措置に基づき適切に事務処理を行うことを課内に周知徹底した。</p> <p>なお、過大に交付した補助金については、既に返納されている。</p> <p>課内への周知日 令和 2 年 1 月 31 日</p>	